

■ お詫びと訂正

本書をご購読いただき、誠にありがとうございます。

このたび、本書の内容の一部に誤りがございました（102 頁、137 頁）。

読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。

該当箇所および正しい内容につきましては、以下の PDF にてご確認ください。

第2章 面談前の準備「おひとりさま」編

委任終了時の緊急事務処理義務（民 654）以外に、被後見人の死亡後の事務を遂行する法的な権限・義務はないため、死後事務委任契約が必須となります。なお、死後事務委任契約に関する事務項目は、任意後見契約の公正証書中に記載することも可能です。

【図表 2-18】死後事務の範囲と例

死後事務の範囲と例	
短期的なもの	・ 遺体の引取り ・ 親族・友人等への連絡 ・ 火葬，埋葬 ・ 葬儀 ・ 入院，入所費用等の生前債務の支払い ・ 入所施設等の居住空間の明渡し ・ 関係者への謝礼 ・ 納骨，永代供養 ・ ペットの新しい飼い主への引き渡し
長期的なもの	・ 年忌法要
注意事項	死亡届の「届出義務者」は，①同居の親族，②その他の同居者，③家主，地主又は家屋若しくは土地の管理人（戸 87 ①㊷）である。「届出権利者」は， 親族以外の親族 ，後見人，保佐人，補助人及び任意後見人である。✓，任意後見人及び任意後見受任者である（戸 87 ②） 死後事務の受任者であるだけでは，死亡届の届出権限がないため，届出人を確保する必要がある。

※参考：松川正毅『成年後見における死後の事務—事例に見る問題と対応策』2011，p68

⑤ 医療同意や終末期医療に関して準備しておくべきことを知りたい

イ ケース解説

長寿化が進む日本では，自分の終末期にどのような医療・ケアを受けたいかを考える高齢者が増えています。

おひとりさまにとって，自分が意識不明の状態に陥った際に医療行為の意思決定を誰が代行してくれるのかは，大きな関心事です。医療現場では家族や親族の判断が重要視されています。しかし，疎遠な家族や親族よりも信頼

扱いの特例に関する法律」(以下「特例法」)、「同性パートナーシップ制度」(以下「パートナーシップ制度」)を概観しながら、社会の変化や法制度の変遷を整理していきます。

① LGBT 理解増進法の成立

2023(令和5)年6月19日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下「LGBT 理解増進法」)が成立しました。LGBT 理解増進法は、性的指向や性自認といった多様な性のあり方への理解に関する施策の増進に向けて、基本理念や国・地方自治体の役割を定めています。国や自治体、企業や学校等は、セクシュアル・マイノリティへの理解増進や啓発、環境整備等が努力義務として定められました。

議員立法である本法律は、成立までに紆余曲折の複雑な経過をたどりました。東京五輪・パラリンピックが開かれた2021(令和3)年に一度機運が高まったものの、法案の国会提出は見送られています。その後、2023(令和5)年の先進7か国(G7)首脳会議(G7サミット)の広島開催に向けて、再度議論が加速することになりました。

本法律が、当事者らが長年運動の中で求めてきた差別禁止法ではなく、理解増進法となったことは、成立過程において大きな議論となりました。罰則のない理念法であるため、「差別」をしても本法律で罰せられることはありません。

しかし、LGBTQへの差別は、既に他の法律等で禁止されていることに留意が必要です。例えば、SOGIハラスメントを禁止したパワハラ防止法や、セクハラを禁止した男女雇用機会均等法が存在しており、自治体においても差別禁止条例が制定されています。

LGBT 理解増進法の概要は以下のとおりです。

しかし、LGBTQへのハラスメントや差別的な取扱いについては、すでに他の法律等で防止措置が義務付けられていることに留意が必要です。例えば、SOGIハラスメントへの対応を義務付けたパワハラ防止法(労働施策総合推進法)や、セクハラ防止措置を義務付けた男女雇用機会均等法が存在しており、自治体においては独自に差別禁止条例が制定されているケースもあります。